平成２５年（フ）第２９４号
名古屋市千種区今池５丁目29番13号
破産者　有限会社リメイク
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４００号
名古屋市西区枇杷島２丁目16番23号
破産者　株式会社盛晃印刷所
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０３号
島根県出雲市大塚町771番地４
破産者　有限会社メガネのよねはら
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第４２４号
岡山市中区藤崎633番地５　アヴァンティＢ101号、旧住所岡山市中区桑野715番地37
破産者　小幡　雄大
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１１号
岡山県瀬戸内市邑久町豊原1484番地
破産者　小林　貞代（旧姓那須）
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７５号
広島県東広島市志和町志和西588番地
破産者　有限会社広島美工
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１６号
釧路市白金町16番17号
破産者　介護サービスくしろ有限会社
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第３０６号
岩手県二戸市金田一字跡支２番地１
破産者　株式会社スパリゾート・ビラ
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３８号
群馬県前橋市高井町１丁目12番地２―506号
破産者　有限会社太地工建
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１３８号
東京都三鷹市牟礼４丁目21番５号メゾン井の頭105
破産者　仁井　由香
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１５９号
東京都福生市本町133番地６号
破産者　株式会社エス・イー・シー
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６１号
東京都青梅市住江町42番地の10青梅ガーデンヒルズ1102
破産者　前島　善玲
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５５号
新潟県村上市塩野町312番地
破産者　有限会社佐藤甲一商店
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１８号
長野県上田市古里1583番地１
破産者　有限会社東信ラミネートセンター
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２３５号
岐阜市大福町６丁目18番地ヴィップ高橋101号室、開始決定時の住所岐阜市加野７丁目22番７号
破産者　八木　幸子
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２３６号
岐阜市大福町６丁目18番地ヴィップ高橋101号室、開始決定時の住所岐阜市加野７丁目22番７号
破産者　八木　峰雄
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２８号
岐阜県各務原市蘇原青雲町５丁目50番地１
破産者　丸庄株式会社
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５８２号
京都府京田辺市大住池ノ谷45番地の１、登記簿上の本店所在地大阪市都島区片町２丁目２番40号大発ビルディング内
破産者　尊農社緑地株式会社
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１９０号
京都市左京区浄土寺真如町162番地５
破産者　株式会社シュガリー
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
松江市大庭町96番地
破産者　有限会社八束電設工業
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３号
東京都中央区日本橋茅場町３丁目１番７―702号、開始決定時の住所山口県光市島田６丁目６番７―203号
破産者　岡村　厚志
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部